

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号）

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する
こと

(3) ~ (25) (略)

2 (略)

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則について（説明資料）

1 経緯

- これまで、児童生徒へ性暴力等を行った事により教育職員免許状（以下、「教員免許」という。）が失効等となった者であっても、一定期間が経過すれば、制度上、本人からの申請があれば再び免許を授与しなければならない仕組みとなっていた。
- 令和3年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）」が公布され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教員免許を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定された。（令和4年4月1日施行。）
- 法の一部改正に伴い、令和4年3月18日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」が公布され、委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、都道府県の教育委員会規則で定めることとされた。

2 教育職員免許状再授与審査会とは

- 特定免許状失効者等から教員免許の授与申請があった際に、授与が適当であるかを審査し、授与権者（県教委）に意見を述べる熊本県教育委員会の付属機関。
- 児童生徒性暴力等を行った事により懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない、ということが審査会の基本的な趣旨。
- 法の基本理念を踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要であり、児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わない。

3 最初の審査会開催時期の見込み

- 法の適用は、施行日である令和4年4月1日以降に特定免許状失効者等となった者からの教員免許の再授与申請が対象。（経過措置）
- 令和4年4月1日以降に特定免許状失効者等となった者が再び教員免許の授与申請が可能となるのは、欠格期間（例：懲戒免職の場合は3年）経過後の令和7年4月1日以降。
- 本県において、令和4年度中に特定免許状失効者等となった者は3名。
- 他県において特定免許状失効者等となった者が、住居を本県に移して教員免許の再授与申請を行う想定をしておく必要がある。

施行日 令和7年4月1日

4 参考

省令において定められている内容及び県規則において定める内容は、次のとおり。なお、県規則において定める事項については、令和4年3月18日付け3文科教第1380号において、文科省から取り扱いが示されている。

(1) 組織に関すること

	内 容	省 令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年(再任可)	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者(医療、心理、福祉、法律の専門家等) ・その他教育委員会が適当と認める者		○
委員の服務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

	内 容	省 令	県規則
会の代表	会長(委員の互選により選任)		
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席		
議決方法	出席委員の過半数で議決(可否同数のときは、会長が決定) ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致(議論を尽くしても一致しないときは、出席委員の過半数の同意)		
委員の除斥	議事と利害関係を有する委員は参与不可		
会議の公開	非公開		
参考人	委員以外の者への意見聴取可		
会の庶務	庶務を処理する部署		
会長への委任	規則に定めるもののほかは、会長が審査会に諮って定める		

既に規則の制定を行った他県においても、全て上記の内容で規定されている。

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則

2 改正の必要性

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）の施行に伴い、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

3 内容

(1) 趣旨について定める。（第1条関係）

(2) 委員の定数について定める。（第2条関係）

(3) 委員の要件である省令第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」の具体的な内容について定める。また、審査会は個人情報を取り扱うため、委員に対して、守秘義務を課すこととする。（第3条関係）

(4) 審査会の運営について、次のとおり定める。（第4条関係）

ア 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとする。

イ 議事について特別の利害を有する委員は、当該議事の議決に加わることができないこととする。

ウ 必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができることとする。

エ 審査会の会議は、非公開とする。

(5) 審査会の庶務を処理する部署を定める。（第5条関係）

(6) 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとする。（第6条関係）

(7) この規則は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。
令和 年 月 日
熊本県教育長 白石 伸 一
熊本県教育委員会規則第 号
熊本県教育職員免許状再授与審査会規則
(趣旨)
第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則 (令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、熊本 県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要 な事項を定めるものとする。
(組織)
第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
(委員)
第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、 次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
(2) その他教育委員会が適当と認める者
2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同 様とする。
(会議)
第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審査会の議事について特別の利害を有する委員は、当該議事の議決に加わることがで きない。
3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ させることができる。
4 審査会の行う調査審議の手續は、公開しない。
(庶務)
第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。
(雑則)
第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会 に諮って定める。
附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。